

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

| 変更前の定款の条文 | 変更後の定款の条文 |
|---|--|
| <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 障害者児相談支援事業</p> <p>② 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業</p> <p>③ 障害者自立支援法による移動支援事業</p> <p>④ 障害者自立支援法による地域活動支援センターを経営する事業</p> <p>⑤ 家事・育児援助活動事業</p> <p>⑥ 託児所運営事業</p> <p>⑦ 福祉有償運送事業</p> <p>⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>⑨ 宅老所運営事業</p> <p>⑩ 介護保険法による訪問介護事業</p> <p>⑪ 介護保険法による居宅介護支援事業</p> <p>⑫ 作業所運営事業</p> <p>⑬ 社会福祉に関する調査・研究事業</p> | <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p>② <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u></p> <p>③ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u></p> <p>④ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（日中一時支援）</u></p> <p>⑤ <u>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p>⑥ <u>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p>⑦ <u>介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業</u></p> <p>⑧ <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>⑨ <u>特定旅客自動車運送事業</u></p> <p>⑩ <u>地域交流事業</u></p> <p>⑪ <u>障害児者共生事業</u></p> <p>⑫ <u>一般乗用旅客自動車運送事業</u></p> <p>⑬ <u>宅老所運営事業</u></p> <p>⑭ <u>社会福祉に関する調査・研究事業</u></p> <p>⑮ <u>妊娠、育児、病気療養中の方への相談支援事業</u></p> <p>(2) <u>その他の事業</u></p> <p>① <u>物品販売事業</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p><u>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u></p> <p><u>(資産の区分)</u></p> <p><u>第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び他の事業に関する資産の2種とする。</u></p> <p><u>(会計の区分)</u></p> <p><u>第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び他の事業に関する会計の2種とする。</u></p> |
| | 第40条、第43条挿入による条数訂正 |

2. 定款変更の理由

現行の法律に基づいた事業目的の記載をするため。

特定非営利活動法人飛鳥
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人飛鳥という。ただし、英文表記は、Non-Profit Organization of Asuka(略称 NPA)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市城殿町418-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域で支援や介護等を必要としている子供たちや障害者、また高齢者等のために、地域社会の中で支援や介護のあり方などを啓発することにより、地域社会による活動を通して、訪問サービスや通所サービス、また集団的介護支援生活を行うことや各種相談、支援等を行い、身体的にも精神的にも安心して暮らせる地域づくりと、地域の福祉増進、また社会教育を図ることにより、社会全体に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
(日中一時支援)
 - ⑤ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑦ 介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業
 - ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑨ 特定旅客自動車運送事業
 - ⑩ 地域交流事業
 - ⑪ 障害児者共生事業
 - ⑫ 一般乗用旅客自動車運送事業
 - ⑬ 宅老所運営事業
 - ⑭ 社会福祉に関する調査・研究事業
 - ⑮ 妊娠、育児、病気療養中の方への相談支援事業
- (2) その他の事業
- ① 物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功績があり理事会が承認した者

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
但し、名誉会員については、理事会の承認後、本人が了承することによって入会する。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内で副理事長をおくことが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事務局の運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも一週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が任命する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び
その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長
が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び
その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決
を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出す
ることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 石田 政嗣 |
| 副理事長 | 林 秀昭 |
| 理事 | 柄谷 秀樹 |
| 同 | 石田 純子 |
| 同 | 時岡 美和 |
| 同 | 井澤 正博 |
| 監事 | 中江 悅子 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から18年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | 入会金 | 年会費 |
|----------|----------------------|-----------------------|
| (1) 正会員 | 個人：5,000円 団体：10,000円 | 個人：5,000円 団体：300,000円 |
| (2) 賛助会員 | 個人：1,000円 団体：2,000円 | 個人：3,000円 団体：50,000円 |
| (3) 名誉会員 | 任意 | 任意 |

附 則

1 この定款は所轄庁の定款変更認証のあった日（平成18年9月8日）から施行する。

1 この定款は所轄庁の定款変更認証のあった日（令和 年 月 日）から施行する。

令和6年度 事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 飛鳥

1 事業実施の方針

生活支援事業においては、現員19名ではあるが、週2、3回通所の利用者が居る為、登録者は24名まで増えている。通院や体調不良の為欠席する利用者が増えているので、通院が午前中ならば通院後に通所して頂くようお願いをしていく。激しい雨の日は個別で迎えに行くようにして出来る限り通所して頂くよう働きかけを行って行く。事業所の前の畑作業の仕事が昨年度より増えた為、草引きや野菜の苗植え等に頑張って作業をして頂く。月一回の外食や公園に出掛けること等は利用者が楽しみにしているので、これからも続けて行きたい。最近の傾向として発達障害の方が増えて、能力的に差が有り支援内容も複雑になって来ている。利用者間のトラブルを避けるために、グループ別での作業や個別対応等で常に職員の気配りが必要であり、職員間のコミュニケーションが特に重要であるとする。作業的にはヨシケイさんの内職が入り安定した収入を得る事が出来るようになり、これからも継続していきたい。

就労継続支援B型の事業については、利用者の個人の能力に合わせて作業を進めていきたいが能力が落ちてきている人もいる為、やる気を出すような取り組みを進めていきたい。工賃向上を目指してポリテクセンター奈良の環境整備の作業を行っているが、夏場の作業が大変な為空調服等を用意して夏バテ防止対策をして作業に臨む計画である。プリンの製造販売のみでなく、畑で収穫した野菜を販売して少しでも収益向上につなげて行きたい。

居宅介護では一人の方のお世話を一人の職員がしているが何人かの職員も支援出来るようにして行く。

グループホームは3名の利用者が仲良く健康で生活出来るよう支援を行って行く。

移動支援では映画鑑賞や買い物、入浴等利用者一人一人のニーズを拾いできる限りそれに沿った支援をして行きたい。

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の 事業名 | 事業内容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事 者の 人数 | 支出額 (千円) |
|--|--------------------------|----------|------------|----------------|-------------|
| ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 生活介護 就労継続支援B型 移動支援 | 通年 | 当事務所 現地 | 12名 | 53,646千円 |
| ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 | | | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p><u>③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u></p> <p><u>④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（日中一時支援）</u></p> <p><u>⑤ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p><u>⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p><u>⑦ 介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業</u></p> <p><u>⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>⑨ 特定旅客自動車運送事業</u></p> <p><u>⑩ 地域交流事業</u></p> <p><u>⑪ 障害児者共生事業</u></p> <p><u>⑫ 一般乗用旅客自動車運送事業</u></p> <p><u>⑬ 宅老所運営事業</u></p> <p><u>⑭ 社会福祉に関する調査・研究事業</u></p> <p><u>⑮ 妊娠、育児、病気療養の方への相談支援事業</u></p> | | | | |
|---|--|--|--|--|

(2) その他の事業

| 定款の 事業名 | 事 業 内 容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事者 の人数 | 支出額 (千円) |
|-------------------|---------|----------|----------|------------|-------------|
| <u>(2) その他の事業</u> | 実施なし | | | | |
| <u>① 物品販売事業</u> | | | | | |
| <u>2 前項第2号</u> | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p><u>に掲げる事業</u> <u>は、同項第1号</u> <u>に掲げる事業に</u> <u>支障がない限り</u> <u>行うものとし、</u> <u>利益を生じた場</u> <u>合は、同項第1</u> <u>号に掲げる事業</u> <u>に充てるものと</u> <u>する</u></p> | | | | |
|--|--|--|--|--|

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 飛鳥

1 事業実施の方針

生活支援事業においては、現員19名でほぼ定員数ではあるが、週2、3回通所の利用者や体調不良で休みがちの方が居る為、登録者は24名まで増えている。出席率を如何に上げるかが一つの課題である。その為に利用者とその家族との関係を密に行い、問題点を見つけていく。生活介護の利用者は体重増加の方が数名おられ如何に体重を減らすかが二つ目の課題である。忙しい中でも時間を作り、散歩や運動等を取り入れて健康管理に努めていきたい。又、個別のニーズを拾い喜んで通所して頂けるように人間関係や作業等に気配りをして支援を行って行きたい。事業所の前の畠作業も生活介護の利用者の方も草引きだけではなく、苗の植え付けや、水やり、収穫等の作業に関わりをもってもらって労働の喜びを感じてもらう。月一回の外食や公園に出掛けること等は利用者が楽しみにしているので、これからも続けて行きたい。最近の傾向として発達障害の方が増えて、能力的に差が有り支援内容も複雑になって来ている。それ故利用者間のトラブルを避けるために、グループ別での作業や個別対応等で常に職員の気配りが必要であり、職員間のコミュニケーションが特に重要であるとする。作業的にはヨシケイさんの内職が入り安定した収入を得る事が出来るようになり、これからも継続していきたい。

就労継続支援B型の事業については、定員10名、現員7名の状態が続いているが、なかなか増えない為、体験で来られた方には極力丁寧対応を行って行く。個人の能力を引き出し、高めるために、利用者とのコミュニケーションを密にしていく。工賃向上を目指してポリテクセンタ一奈良の環境整備の作業を行っているが、夏場の作業が大変な為空調服、水分補給等で熱中症対策を行って作業に臨む計画である。プリンの製造販売のみでなく、昨年以上に畠で収穫した野菜を多く販売して少しでも収益向上につなげて行きたい。

居宅介護では一人の方のお世話を一人の職員がしているが何人かの職員も支援出来るようにして行く。

移動支援では昨年度以上に力を入れて行きたい。その為に今まで以上に利用者一人一人のニーズを拾い、又家族の方の意見も取り入れて出来る限りそれに沿った支援をして行く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の 事業名 | 事業内 容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事者 の人数 | 受益対象 者の範囲及 び人数 | 支出額 (千円) |
|--|----------------------------------|----------|------------|------------|---|-------------|
| ① 障害者の日常生活 及び社会生活を総合的 に支援するための法律 に基づく障害福祉サー ビス事業 | 生活介護支援 就労継続支援B 型事業 移動支援 | 通年 | 当事業所 現地 | 12名 | 生活介護利用 者17名 就労支援B型 利用者7名 利用者10名 | 55,024千円 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| <p><u>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u></p> <p><u>③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u></p> <p><u>④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（日中一時支援）</u></p> <p><u>⑤ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p><u>⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p><u>⑦ 介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業</u></p> <p><u>⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>⑨ 特定旅客自動車運送事業</u></p> <p><u>⑩ 地域交流事業</u></p> <p><u>⑪ 障害児者共生事業</u></p> <p><u>⑫ 一般乗用旅客自動車運送事業</u></p> <p><u>⑬ 宅老所運営事業</u></p> <p><u>⑭ 社会福祉に関する調査・研究事業</u></p> <p><u>⑮ 妊娠、育児、病気療養中の方への相談支援事業</u></p> | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

(2) その他の事業

| 定款の 事業名 | 事 業 内 容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事者 の人数 | 支出額 (千円) |
|------------|---------|----------|----------|------------|-------------|
|------------|---------|----------|----------|------------|-------------|

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--|
| (2) その他の事業 ① 物品販売事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする | 実施なし | | | | |
|---|------|--|--|--|--|

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで特定非営利活動法人飛鳥
(単位:円)

| 科目 | 金額 |
|------------|------------|
| I 経常収益 | |
| 1 事業収益 | |
| 就労支援事業収益 | 2,965,685 |
| 介護支援事業収益 | 8,327,766 |
| 介護保険事業収益 | 49,260,376 |
| 販売事業収益 | 380,470 |
| 慰労金分配収益 | |
| 2. 受取寄附金収益 | 79,000 |
| 3 その他収益 | |
| 受取利息 | 56 |
| 経常収益合計 | 56 |
| II 経常費用 | |
| 1 事業費 | |
| (1) 人件費 | |
| 給料手当 | 23,862,890 |
| 退職金 | 2,111,105 |
| 法定福利費 | 1,332,538 |
| 福利厚生費 | 755,991 |
| 賞与 | 2,659,640 |
| 利用者工賃 | |
| 人件費計 | 30,722,164 |
| (2) その他経費 | |
| 売上原価 | 444,713 |
| 旅費交通費 | 33,900 |
| 消耗品費 | 2,460,903 |
| 燃料費 | 2,646,355 |
| 交際費 | 292,691 |
| 地代家賃 | 7,920,000 |
| 修繕費 | 804,156 |
| 慰労金分配 | |
| 諸謝費 | 113,992 |
| 給食費 | 2,444,208 |
| 教育娯楽費 | 665,935 |
| 減価償却費 | 596,684 |
| 通信費 | 434,501 |
| 支払手数料 | 514,610 |
| 租税公課 | 134,200 |
| 管理費 | 684,040 |
| 賃借料 | |
| 運賃 | |
| 水道光熱費 | 1,649,171 |
| 委託費 | |
| 会議費 | 42,405 |
| 寄付金 | |
| 保険料 | 722,870 |
| 雑費 | 318,859 |
| その他経費計 | 22,924,193 |
| 事業費計 | 53,646,357 |
| 2 管理費 | |
| (1) 人件費 | |
| 給料手当 | 4,903,925 |
| 賞与 | 100,000 |
| 法定福利費 | 632,434 |
| 福利厚生費 | |
| 人件費計 | 5,636,359 |
| (2) その他経費 | |
| 通信費 | |
| 消耗品費 | |
| 修繕費 | |
| 地代家賃 | 600,000 |
| 保険料 | |
| 租税公課 | |
| 減価償却費 | 65,861 |
| 水道光熱費 | |
| 支払手数料 | |
| 会議費 | |
| 研修費 | |
| 燃料費 | |
| 旅費交通費 | |
| 雑費 | |
| その他経費計 | 665,861 |
| 管理費計 | 6,302,220 |
| 経常費用計 | 59,948,577 |
| 当期正味財産増減額 | 1,064,776 |
| 前期繰越正味財産額 | 15,545,996 |
| 次期繰越正味財産額 | 16,610,772 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで特定非営利活動法人飛鳥
(単位：円)

| 科目 | 金額 | | |
|------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1 事業収益 | | | |
| 就労支援事業収益 | 4,000,000 | | |
| 介護支援事業収益 | 8,500,000 | | |
| 介護保険事業収益 | 50,000,000 | | |
| 販売事業収益 | 500,000 | | |
| 慰労金分配収益 | | | |
| 2. 受取寄附金収益 | 79,000 | | |
| 3 その他収益 | | | |
| 受取利息 | 60 | | |
| 経常収益合計 | | 60 | |
| II 経常費用 | | | |
| 1 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | 24,000,000 | | |
| 退職金 | 3,000,000 | | |
| 法定福利費 | 1,300,000 | | |
| 福利厚生費 | 800,000 | | |
| 賞与 | 3,000,000 | | |
| 利用者工賃 | | | |
| 人件費計 | 32,100,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 亮上原宿 | 444,713 | | |
| 旅費交通費 | 33,900 | | |
| 消耗品費 | 2,460,903 | | |
| 燃料費 | 2,646,355 | | |
| 交際費 | 292,691 | | |
| 地代家賃 | 7,920,000 | | |
| 修繕費 | 804,156 | | |
| 慰労金分配 | | | |
| 謝費 | 113,992 | | |
| 給食費 | 2,444,208 | | |
| 教育娯楽費 | 665,935 | | |
| 減価償却費 | 596,684 | | |
| 通信費 | 434,501 | | |
| 支払手数料 | 514,610 | | |
| 租税公課 | 134,200 | | |
| 管理費 | 684,040 | | |
| 賃借料 | | | |
| 運賃 | | | |
| 水道光熱費 | 1,649,171 | | |
| 委託費 | | | |
| 会議費 | 42,405 | | |
| 寄付金 | | | |
| 保険料 | 722,870 | | |
| 雑費 | 318,859 | | |
| その他経費計 | 22,924,193 | | |
| 事業費計 | | 55,024,193 | |
| 2 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | 4,903,925 | | |
| 賞与 | 100,000 | | |
| 法定福利費 | 632,434 | | |
| 福利厚生費 | | | |
| 人件費計 | 5,636,359 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 通信費 | | | |
| 消耗品費 | | | |
| 修繕費 | | | |
| 地代家賃 | 600,000 | | |
| 保険料 | | | |
| 租税公課 | | | |
| 減価償却費 | | | |
| 水道光熱費 | 65,861 | | |
| 支払手数料 | | | |
| 会議費 | | | |
| 研修費 | | | |
| 燃料費 | | | |
| 旅費交通費 | | | |
| 雑費 | | | |
| その他経費計 | 665,861 | | |
| 管理費計 | | 6,302,220 | |
| 経常費用計 | | | 61,326,413 |
| 当期正味財産増減額 | | | 1,753,187 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 16,610,772 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 18,363,959 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。